

2026/2/17 第167回理事会

資料1

2026年度事業計画案

一般社団法人日本ネットワークインフォメーションセンター

JPNIC 定款(抜粋)

第 2 章 目的及び事業

(目的)

第 3 条 この法人は、コンピュータネットワークの円滑な利用のための研究及び方針策定などを通じて、ネットワークコミュニティの健全な発展を目指し、学術研究・教育及び科学技術の振興、並びに情報通信及び産業の発展に資することにより、我が国経済社会の発展と国民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第 4 条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) コンピュータネットワークの利用に関する情報の収集及び提供
- (2) コンピュータネットワークの利用技術研究
- (3) コンピュータネットワークに関する調査研究
- (4) コンピュータネットワーク利用のための方針策定
- (5) コンピュータネットワークの資源管理
- (6) コンピュータネットワークの利用に関する教育・普及啓発
- (7) その他この法人の目的を達成するために必要な事業

2 前項の事業は日本全国において行うものとする。

JPNIC の理念

JPNIC は、豊かで安定したインターネット社会の実現をめざし、公正・公平・中立、責任と信頼、連携と協力、チャレンジ精神の考え方にに基づき、インターネット基盤の健全な運用を支えるとともに社会的な諸課題の克服に貢献する活動を行います。

1. 事業環境・背景

2026年度の事業環境は、国際情勢、経済動向、技術トレンド、インターネットガバナンスの構造変化が複合的に影響し、これまで以上に不確実性が高まっています。インターネットが社会基盤として不可欠な存在となった現在、技術的・制度的な変化に迅速に対応しつつ、関係者が持続可能なかたちで協力できるエコシステムの構築が重要となっています。

1.1 世界・国内の動向

国際情勢は依然として不安定で、地政学リスクや資源、エネルギー、素材価格の変動が企業活動やデジタルインフラにも大きな影響を及ぼしています。生成 AI をはじめとしたテクノロジー活用が産業に急速に広がる一方、規制や社会受容性とのバランスが課題となっており、各国で政策的対応が進んでいます。国内ではインフレ傾向が継続する中で人口減少と労働力不足が確実に進む一方、デジタル化・データ活用の需要は拡大し、安定した ICT 基盤の重要性はこれまで以上に高まっています。

1.2 インターネット基盤に関する動向

インターネット利用の継続的な拡大に伴い、インターネットトラフィックは増加の一途を辿っています。特に、動画配信やクラウドサービス普及や利用拡大、大規模コンテンツ事業者、CDN 事業者などのハイパースケーラーによるトラフィック集中は、経路障害発生時の影響範囲拡大につながり、インターネットのレジリエンス確保が国際的課題となっています。

また、不正な経路広告、迷惑メールによるフィッシングサイトへの誘導やマルウェアの拡散、DNS に対する不正な攻撃などが増大する中で、ルーティング、DNS、電子メールといった基盤的なメカニズムにおいて、不正行為を抑止するための技術検討、国際的な標準化や実装・導入が進められてきました。しかし、インターネットは自律分散型のネットワークであり、その安定性や安全性の確保は各ネットワークやサービスの運用者が分散的に担っているため、このような基盤的セキュリティ技術を広く導入し、定着させていくためには、既存運用への影響確認や、関係者間の調整などを伴

う場合が多くあります。そのため、一部の先駆的な事業者を除いて、導入に向けた取り組みが進みにくい状況があります。

RIRの動向としては、ここ数年運営上の課題が続いていたAFRINICでは、2025年9月に実施された理事選挙を経て、今後のガバナンスの安定化が期待されています。これまでのAFRINICに対する懸念に対応する形で、RIR設立要件の改定版ICP-2作成の議論も進行し、透明性やガバナンス強化に資する新たな枠組みが整備されつつあります。これらの動きは、インターネット資源管理の制度的安定性に直結する重要要素です。

1.3 インターネットの社会的な影響

インターネットが社会基盤として不可欠な存在となる中、インターネットを利用した不正行為や犯罪、情報の不適切な流通など、情報化社会が抱える課題が顕在化しています。こうした課題への対応は、特定の主体だけでなく、多様な関係者が連携して取り組むことが求められています。

2025年にかけて国連の枠組みで議論が進められた世界情報社会サミット20周年振り返り(W SIS+20)では、情報社会の更なる発展に向け、加盟国が取り組むべき政策的方向性が取りまとめられました。その中でインターネットガバナンスフォーラム(IGF)の恒久化が打ち出されたことは、IGFプロセスの意義と情報社会が直面する諸課題に対して、政府、民間、技術コミュニティ、市民社会など、あらゆるステークホルダーが協働して取り組むことの重要性を改めて示すものといえます。また、混迷を深める地政学的状況を踏まえると、国連総会決議による正統性だけに依拠するのではなく、継続的な議論と多様な主体間のつながりを通じて、情報社会にどのような影響を与えるのか、これまで以上に問われています。

国内のIGF活動についても、新たな活動の充実化に向けた活動母体の法人化が2026年度初頭に実現する見通しとなっています。今後はこの体制を活かし、国内における情報社会の諸課題の解決に向けた国内IGF活動を充実させることが求められています。

1.4 インターネット基盤を支える技術人材の育成・確保

国内の通信・インターネット分野において、クラウド化の進展や AI の普及発達によって、強固なネットワーク基盤維持への期待が高まる一方で、現場で責任を負う技術人材の不足も業界横断的な課題となっています。これは必要とするネットワーク技術の範囲や定義が定められていないことや、それに伴い人手が必要な部分と高い能力が求められる部分が混然となった課題認識になっていることなども原因と考えられます。そのため、人材の育成、定着、技術やノウハウの継承についても手法が整理されていないという構造的な課題を抱えています。

ネットワーク基盤技術の人材不足は、他分野・業種と異なり、単なる人手の問題ではなく、ネットワークインフラという重責を担う人材の技術レベル、役割や配置の問題であることが見えてきているため、さらに詳細な実態を把握しながら対応を進めて行く必要があります。

1.5 コーポレートガバナンスとコンプライアンス強化

近年、企業や団体におけるコーポレートガバナンスの重要性は世界的に高まっており、透明性・説明責任・リスク管理を強化する動きが加速しています。特に、公益性の高い非営利法人などでは、ガバナンスの健全性が社会的信頼の基盤となります。国内外での不祥事や情報漏えい事案を背景に、内部統制の強化、役員の責任明確化、監査機能の充実が求められています。

加えて、コンプライアンス強化は、法人運営に関する各種法令や規制はもちろん、個人情報保護法やサイバーセキュリティ関連法令の改正に対応するだけでなく、国際的な規制等への適応も不可欠であり、包括的なコンプライアンス体制を構築することが法人運営の持続可能性を左右します。

2. 法人全体に関する事項

2.1 法人運営

法人の運営に関しては、役職員各自が理念に定める JPNIC の行動指針に基づき、定款及び各種規程で定められた権限と責任に従って職務を執行します。

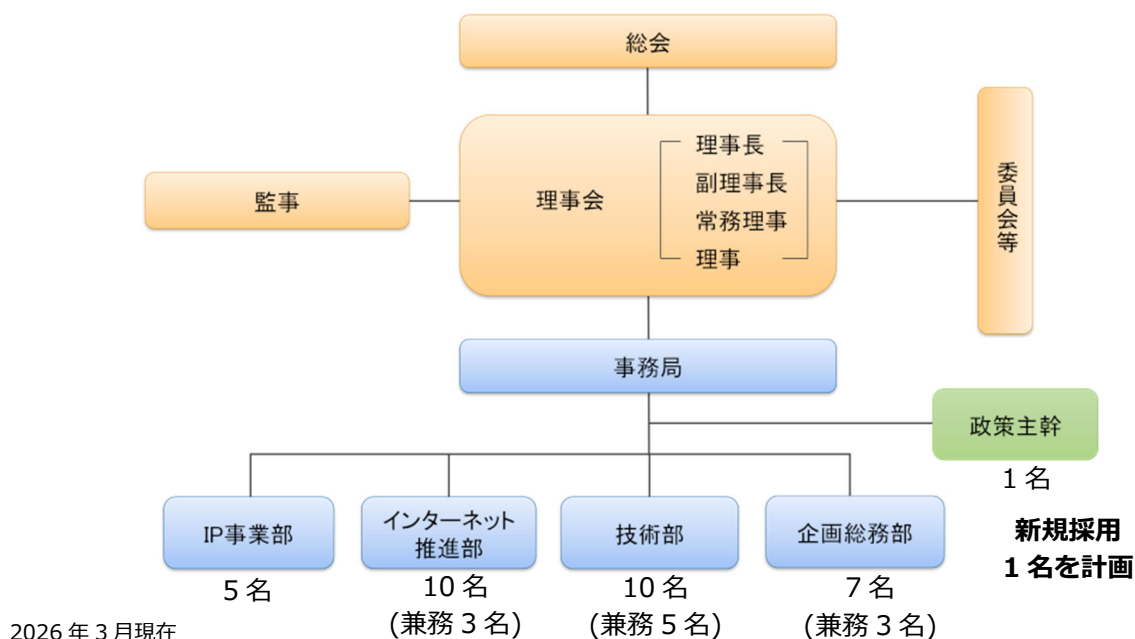
事業実施にあたっては、収益の確保に注力し、予算の執行については、費用の抑制に努めて、事業計画に基づくすべての活動を予算の範囲内で実施します。設備投資については、より中長期的な視点からの実施を検討します。

また多様な働き方への配慮等社会の要請を踏まえつつ効率的な事業推進に努めます。

引き続き JPNIC 会員の皆様とのエンゲージメント向上に努めていくとともに、新規会員獲得に向けた施策、活動を進めてまいります。

2.2 事業・組織体制、人員計画

2026 年度は、現状職員 28 名に対して、最低でも 1 名の増員を目指し、退職による減員に備えます。その他にも、外部の専門家や有識者の協力や臨時雇用者の活用で事業を円滑に遂行出来るようにします。



2.3 2026 年度法人運営における注力項目

インターネット番号資源および JP ドメイン名の公共性を担保する公益性の高い非営利法人として、また JPNIC の理念を実現するためにも、コーポレートガバナンスや財務基盤の強化を押し進める必要があるため、下記の点について注力項目として取り組んでいきます。

それぞれの施策検討、実施にあたっては、JPNIC 会員の皆様とも意見交換、連携しながら進めていきます。

- ・ 一般社団法人としてのコーポレートガバナンス強化

現状の定款、定款細則、または各種規程とその運用について、法令やガバナンスコードと適合性について点検、確認を行い、必要に応じた見直しを行います。

- ・ 事業運営にあたっての危機管理、危機対応の強化及び体制整備

基本的な事業継続性維持、危機対応を充実させるとともに、拡大し続ける法人運営リスクの適切な管理と対応について、マニュアル・ドキュメントや体制を整備し有事に備えるようにします。

2.4 財源及び収支計画

各事業の実施に必要な財源は、従来と同様に IP アドレス事業は IP アドレス・AS 番号維持料を中心とした事業収益等により、インターネット基盤整備事業はイベント、セミナー開催等による事業収益、会費、インターネット基盤整備基金資産からの運用収益、その他の収益で構成します。

収支計画の詳細については、2026 年度収支予算書をご参照ください。

3. IP アドレス事業

IP アドレス事業は、インターネット番号資源の適切な分配・管理を通して、インターネットの円滑な運用を維持し、その発展に資することを目的とします。

3.1 2026 年度 IP アドレス事業に関する注力項目

2026 年度は下記の通り、IP アドレス事業の継続性、堅牢性を確保するための IP レジストリシステムのクラウドサービスへの移行と、IP アドレスレジストリとして番号資源管理業務の透明性維持のためのドキュメント整理を注力項目として取り組んでいきます。

- ・クラウドサービスの適切な活用による、IP レジストリシステムの冗長性堅牢性向上の実現

IP レジストリシステムのクラウド移行に関して、2025 年度に立案した計画に基づき、2026 年度は移行と改修作業に着手します。2026 年度末までには一部機能をクラウド上から提供し、その範囲を順次拡大していきます。この作業は 2027 年度も継続し、2028 年度当初からクラウドサービスを利用した IP レジストリシステムへの完全移行を目指します。この移行により、IP レジストリシステムの冗長性、堅牢性確保を実現します。

- ・ポリシー、規則等、文書体系の見直しによる資源管理業務の透明性、公正性維持の実現

IP アドレス管理指定事業者、プロバイダ非依存アドレス割り当て先組織、AS 番号割り当て先組織向けと多岐に渡る JPNIC 文書について、各文書の対象者にとって参照しやすくなるよう文書体系見直しと統合を進めます。この見直しを通じて、資源管理業務の透明性、公正性維持を実現します。文書体系の見直しにあたっては、IP アドレス業務合理化もあわせて検討するほかユーザー満足度の向上を目指します。これらの対応にあたっては、JAPAN オープンポリシーフォーラムとも意見交換をしながら進めていきます。

3.2 IP アドレス事業の業務分野

IP アドレス事業は、以下に示す六つの業務分野に取り組むものとします。

3.2.1 資源管理業務(定款第 4 条第(5)号関係)

- ・ IPv4 アドレス、IPv6 アドレスの割り振り・割り当て
- ・ AS 番号の割り当て
- ・ IPv4 アドレス、AS 番号移転
- ・ JPNIC WHOIS 及び RDAP の安定提供
- ・ DNSSEC レコードを含む逆引きゾーン情報の維持管理
- ・ 逆引きネームサーバの設定適正化(lame delegation 削減)に向けた取り組み
- ・ 資源管理認証局の維持管理
- ・ 各種申請等に関する問い合わせ、相談対応
- ・ IP レジストリシステムの運用、改善

3.2.2 ルーティングレジストリ業務(同第(1)号及び第(2)号関係)

- ・ JPIRR の登録と運用管理、改善
- ・ JPIRR への登録に関する問い合わせ、相談対応
- ・ JPNIC 経路奉行と経路ハイジャック通知の運用
- ・ RPKI システムの運用管理、改善
- ・ RPKI システムに関する問い合わせ、相談対応

3.2.3 方針策定・実装業務(同第(4)号関係)

- ・ 国内における IP アドレス、AS 番号に関するポリシー検討、調整
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムのサポートと連携
- ・ APNIC 及び JAPAN オープンポリシーフォーラムでコンセンサスとなったポリシーの実装検討
- ・ JAPAN オープンポリシーフォーラムの充実に向けた検討、調整

3.2.4 国際調整・連携業務(同第(1)号、第(4)号及び第(5)号関係)

- ・ APNIC との業務連携、運営協力
- ・ 各 NIR 等の海外関連諸団体、技術コミュニティ等との情報交換及び連携

- ・ APNIC 及びその他 RIR におけるポリシー議論への参加、情報収集及び調整

3.2.5 調査研究業務(同第(1)号、第(2)号及び第(3)号関係)

- ・ 番号資源の動向などに関する調査研究
- ・ 番号資源管理に関する技術動向調査研究

3.2.6 情報提供業務(同第(1)号関係)

- ・ IP アドレス、AS 番号、JPIRR の統計データ、番号資源動向等に関する情報提供
- ・ 関連組織や諸団体との連携及び番号資源に関する情報提供
- ・ 契約組織への申請業務等に関する情報提供
- ・ 各 RIR における番号資源管理についての議論や動向に関する情報提供
- ・ IPv4 アドレス移転支援のための情報提供
- ・ IPv6 普及に向けたアドレス取得等に関する情報提供
- ・ WHOIS の適切な登録及び WHOIS 利用に関する情報提供
- ・ JPIRR、RPKI など経路セキュリティに関する情報提供

4. インターネット基盤整備事業

インターネット基盤整備事業は、ネットワークの情報センターとして、インターネットの基盤整備を促進することにより、インターネットコミュニティの発展に貢献することを目的とします。

4.1 2026年度インターネット基盤整備事業の注力項目

インターネット基盤整備事業では、以下の三つを注力項目とします。これらは単年度で完結するものではなく継続的に取り組んでいく必要があるものです。

- ・ インターネット基盤に関わる人材育成への取り組み

これまでの JPNIC 会員へのヒアリングやコミュニティでの意見収集の結果、ネットワーク基盤を支える人材不足と、人材育成の難しさが浮き彫りになってきています。その一方で、どの業務において、どのような人材が、どの程度不足あるいは必要とするか、が判然としないまま、人材採用、人材教育に関する有効な対策が取りにくい状況にあります。JPNIC はレジストリとしての知見とコミュニティの接点を活かして得た 2025 年度調査の結果を基に、2026 年度から「測れる状態（定義・指標・推計）」と「育てられる状態（実践の場・連携モデル）」の両面を整備し、継続的な人材育成の枠組みづくりを進めます。

- 業界・職種の外縁や人材像に関する整理の検討
- 人材動向を定量的に把握するための指標や観測方法に関する検討
- 既存のイベントやコミュニティ活動を活用した実践的な学びの場の在り方の検討
（Internet Week 等における取り組みの可能性検討）産学・コミュニティ・事業者間の連携促進に向けた情報共有や意見交換の場づくり
- 国際的な人材育成・コミュニティの動向把握および情報共有

・インターネットの社会的な影響への対処

2025年に引き続き、インターネット上の不正・不法行為に関して、技術コミュニティの立場からその対処や対策の議論に参画（ICANNにおけるgTLD政策、政府委員会など）、その問題の被害者や関係者と連携しながら、このような社会的な影響への取り組み方を掘り下げて検討し、対処方法の確立を目指していきます。

IGF活動に関しては、WSIS+20で打ち出されたIGFの恒久化・強化方針の中で打ち出されたNRI(National Regional IGF Initiatives)との連携の充実が打ち出されたことも踏まえて、国内IGF活動の、既存活動からの移行を始めに新体制による活動を推進することで、インターネット上の社会的問題への対処に対する有効な機構となるようにつなげていきます。

・インターネット基盤のセキュリティ技術普及

IPアドレス管理や認証局運営等を通じて培ってきたレジストリとしての知識と、国内外の技術・運用コミュニティとの接点を活かし、インターネット基盤のセキュリティ技術について、その意義や導入効果、運用上の留意点を整理・共有するとともに、関係者が協調して取り組むための場の形成を支援します。技術仕様や標準そのものの普及にとどまらず、実運用に根ざしたノウハウの共有や指針の検討、議論の場の提供を通じて、インターネット全体の信頼性向上に資するセキュリティ技術の定着を図ります。

- RPKIやDNSSEC、DMARC等のセキュリティ技術に関する動向、実装及び運用状況の情報収集と整理
- セキュリティ技術の導入・運用における課題・論点整理と資料提供や勉強会開催による情報共有
- ハンズオン勉強会、運用者同士の意見交換会など実務的な議論や協調を促す場の提供
- IETFなど国際的な標準化動向や海外の実装状況についての情報収集と国内コミュニティへのフィードバック
- イベント開催あるいは参加を通じた国内運用コミュニティや事業者等との連携による情報共有及び啓発活動

4.2 インターネット基盤整備事業の業務分野

インターネット基盤整備事業は、JPNIC の理念に基づき、2025 年度に引き続き、業務分野として下記三つに取り組みます。

4.2.1 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報収集・調査研究(定款第4条第(1)号、第(2)号、第(3)号及び第(7)号関係)

以下に関する情報収集・調査研究を行い、4.2.2 に挙げた手段による推進に資する。

- ・ グローバルなレジストリ運用技術
- ・ IPv6 関連技術
- ・ IP アドレスと認証局を応用したセキュリティ技術
- ・ RPKI を含むルーティングセキュリティ
- ・ DNS とそのセキュリティ技術と運用動向
- ・ その他インターネットセキュリティ全般
- ・ 情報通信アーキテクチャに関わる国際的な標準化活動
- ・ 国内外のインターネット政策と政策課題
- ・ 資源管理を含むグローバルインターネット運営体制とその政策
- ・ インターネットガバナンスフォーラム(IGF)とインターネット上の社会的課題
- ・ ドメイン名紛争処理方針(DRP)と紛争処理事例
- ・ gTLD 及び ccTLD の政策と動向、登録状況
- ・ ドメイン名の登録及び利用を巡る諸問題の事例
- ・ IDN ccTLD 及び新 gTLD に関する情報把握と対応
- ・ その他インターネットの技術・政策・社会状況に関する事項

4.2.2 インターネットの技術・政策・社会状況に関する情報提供・普及啓発・場の提供 (同第(1)号、第(4)号、第(6)号及び第(7)号関係)

- ・ JPNIC Web サイトによる情報提供
- ・ メールマガジンの発行、JPNIC ブログの公開、会報誌 Newsletter の発行
- ・ SNS 等外部サービスを利用した情報提供

- ・ Internet Week をはじめとした各種セミナー、講演会、勉強会等の開催
- ・ 国内外の技術調整団体、政策検討会議体への参画、意見調整及び提言の発信
- ・ コミュニティの形成及び議論喚起
- ・ インターネットの運営調整活動への参加促進
- ・ 国際会議等への若者参加支援プログラムの実施
- ・ 関係組織、機関、コミュニティ等との連携・活動支援
- ・ 日本の各地域への展開

4.2.3 JP ドメイン名に関する業務 (同第(4)号関係)

- ・ JP ドメイン名紛争処理方針及び手続規則の検討、運用、並びに普及啓発
- ・ 紛争処理機関に対する支援並びに協調作業
- ・ AD.JP ドメイン名申請における審査業務
- ・ JP ドメイン名レジストリのデータエスクロー関連業務
- ・ JP ドメイン名の公共性の担保に関する業務
- ・ JP DNS のセカンダリである b.dns.jp の運用

なお、JP ドメイン名に関する業務のうち、JP ドメイン名紛争処理及びデータエスクローに関する業務の費用については、「JP ドメイン名登録管理業務移管契約」第 11 条の定めに基づき、株式会社日本レジストリサービス(JPRS)が JP ドメイン名登録者から受け取る、JP ドメイン名の登録料収入・更新料収入から支弁される。